**★手数料１【適合性判定手数料額】　　　　　　　所管行政庁（熊本県）に申請する場合**

**建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（手数料条例　別表第26の11の2、第26の11の3）**

【R3.4.1改正】



備考

1　認定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第35条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。

2　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積から知事が指定する部分の床面積を除いたものをいう。

3　モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。

4　標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する基準により評価する方法又は同号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

**★手数料２【建築基準法に基づく完了検査手数料額】建築主事（熊本県）に申請する場合**

省エネ適判対象建築物の

建築基準法完了検査手数料

＝Ａ基本手数料　＋　Ｂ省エネ完了検査手数料

**Ａ基本手数料（手数料条例　別表第10及び11）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 床面積の合計 | 金額 | |
| 中間検査なし | 中間検査あり |
| 30平方メートル以内のもの | 14,000円 | 13,000円 |
| 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | 17,000円 | 16,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 23,000円 | 22,000円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | 32,000円 | 30,000円 |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 53,000円 | 52,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 74,000円 | 69,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 178,000円 | 161,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 260,000円 | 252,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 455,000円 | 445,000円 |

備考　床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

**Ｂ省エネ完了検査手数料（手数料条例　別表第10の2）**



備考　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積から、知事が指定する建築物の部分（※1）の床面積を除いたものをいう。

※1知事が指定する建築物の部分とは、次に掲げる建築物の用途に供する部分をいいます。

１　工場における生産エリア

２　倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室

３　データセンタにおける電算機室

４　大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室